

持続可能な
新しい教育環境づくりに向けて
～ 浜松市学校規模適正化基本方針《改訂版》～

2025 年(令和 7 年)3 月



浜松市教育委員会

目 次

はじめに

はじめに	1
------	---

第1章 方針の概要

1 方針の目的	2
2 方針の位置付け	2
3 方針の期間	2

第2章 市立小・中学校の現状

1 児童生徒数の推移	3
2 学校規模の現状	4
3 学校施設の現状	5

第3章 学校規模等に関する考え方

1 学校規模	6
2 通学距離	8

第4章 学校規模適正化の進め方

1 学校規模適正化の対象校及び類型	9
2 学校規模適正化の取組	9

第5章 学校規模適正化にあたっての配慮事項

1 地域とともにある学校づくり	11
2 統合後の支援	11
3 子供・保護者の心的負担の軽減	11
4 教職員の配置	12
5 統合に伴う施設整備	12
6 学校の跡地活用	12
7 情報提供と共有	12

はじめに

本市では、平成 20 年(2008 年) 3 月に「浜松市学校・幼稚園規模適正化基本方針」を策定し、本市の状況等を踏まえながら改訂を重ねる中で、平成 26 年(2014 年) 3 月に「子ども・子育て支援新制度」を受けて、幼稚園を基本方針から除外し「浜松市学校規模適正化基本方針」としました。

その後、平成 27 年(2015 年) 1 月に文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示されたことから、本市の現状や将来予測なども踏まえた継続的な取組を図るため、令和 6 年度(2024 年)までを期間とする方針へ改訂を行いました。

これまでは、少子化が進む中山間地域を中心に、子供たちの教育環境向上という視点から保護者や地域の代表者等と意見交換を重ね、理解と協力を得ながら学校の統合や小中一貫校の設置に取り組んできました。

近年、中山間地域に加えて沿岸部などでも学校の小規模化が進んでおり、今後も人口減少による少子化がさらに進むことが予測されます。小規模化は、一人ひとりへのきめ細かな指導が期待できる一方、部活動や学級編制、学校行事等の集団生活の中で社会性を育むという点では、教育活動への影響が懸念されます。

また、本市の学校施設は市所有施設の約 4 割を占め、令和 6 年度末(2024 年度)には築 40 年以上を経過する建物の割合が約 7 割に達する見込みであり、老朽化対策が喫緊の課題となっています。

さらに、支援を必要とする子供の増加や 1 人 1 台タブレット型端末をはじめとする ICT 環境の整備、バリアフリー化への対応など、学校施設を取り巻く状況が大きく変化している中、安全・安心を確保しつつ、新しい時代の学びを実現する教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進が求められています。

こうしたことから、今後の児童生徒数の推移や学校施設の現状等を踏まえ、学校規模や規模適正化の対象となる学校の定義を見直し、計画期間を令和 16 年度(2016 年度)までとする方針へ改訂しました。

令和 7 年(2025 年) 3 月
浜松市教育委員会

第 1 章 方針の概要

1 方針の目的

本方針は、持続可能な新しい教育環境づくりに向けて、学校規模適正化の基本的な考え方を示すものです。

学校規模適正化については、本市の多様な地域事情等に配慮するとともに、「子供たちにとって望ましい教育環境の実現」と「地域における学校施設の在り方」の両視点から検討・協議を進めていくこととします。

2 方針の位置付け

(1) 位置付け

本方針は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画」として位置付けている「浜松市教育総合計画」の個別計画とします。

(2) 他計画との関連性

本方針は、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の趣旨を踏まえ策定しています。

また、「施設老朽化、教育環境の向上、その他諸課題」に一体的に対応した持続可能な学校施設を、計画的に整備していくことを目的に定めた「浜松市小中学校施設整備計画」と連携・整合を図りながら取組を進めます。

3 方針の期間

本方針は、「第4次浜松市教育総合計画」及び「浜松市小中学校施設整備計画」との整合を図るため、令和 16 年度(2034 年度)までとします。

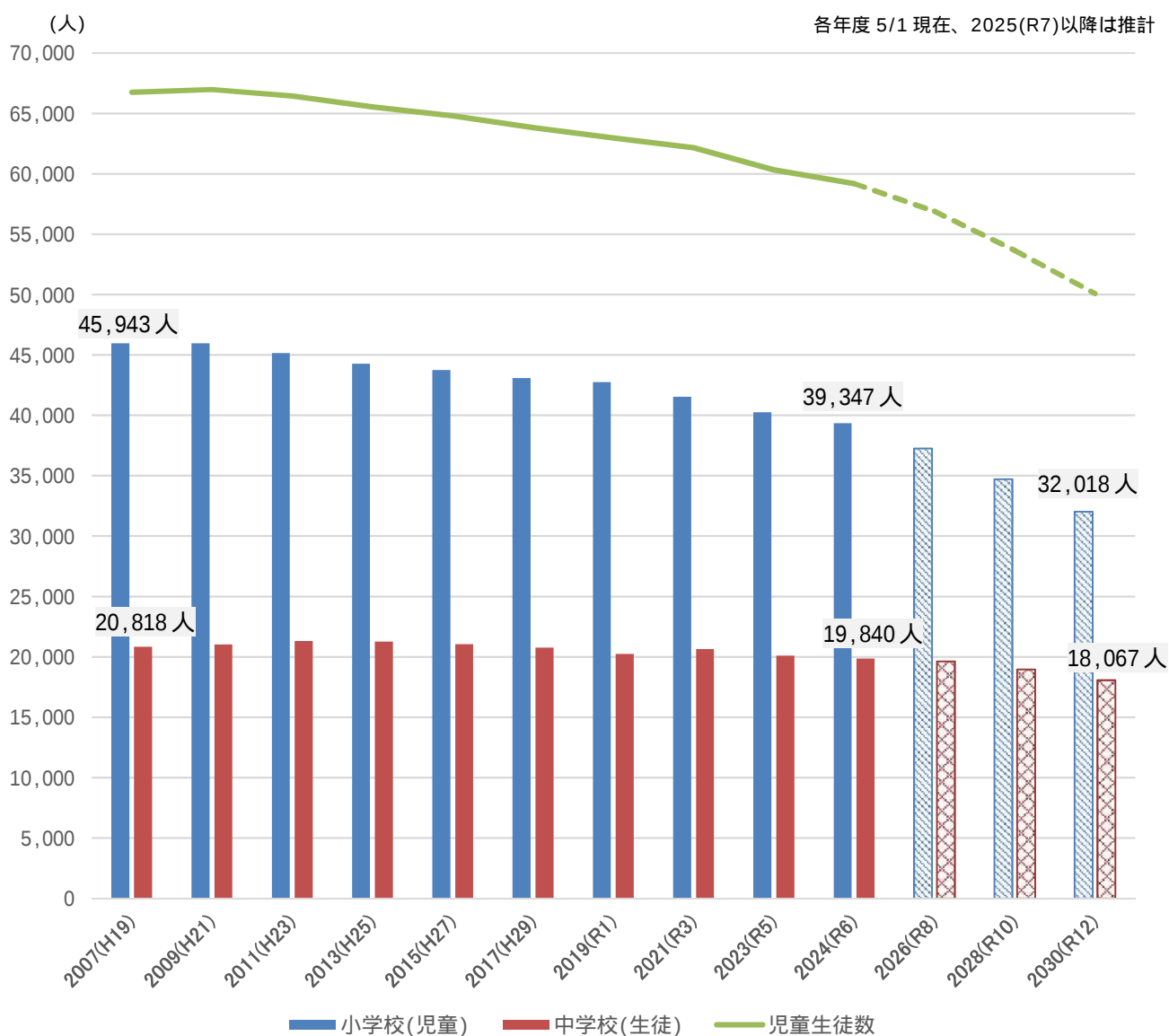
第2章 市立小・中学校の現状

1 児童生徒数の推移

2007(平成 19)年度に 66,761 人(小:45,943 人、中:20,818 人)であった児童生徒数は、2024(令和 6)年度には 59,187 人(小:39,347 人、中:19,840 人)となり、7,574 人減少(▲11.34Pt)しています。

今後も減少傾向が続くと予測され、6年後の2030(令和 12)年度には、児童生徒数は5万人程度となることが見込まれています。

児童生徒数の推移・将来推計



2 学校規模の現状

本市では、小中学校ともに 6 学級以下を『小規模校』と定義していますが、小規模校の 7 割近くが 5 学級以下となっています。今後は中学校の小規模化も進み、2030 (令和 12) 年度には、2024(令和 6)年度の約 2 倍となることが予測されます。

規模	2024(R6)年度				2030(R12)年度			
	小学校 (96 校)		中学校(48 校)		小学校 (95 校)		中学校(48 校)	
	校数	割合	校数	割合	校数	割合	校数	割合
小規模校 (6 学級以下) () 内は 5 学級以下の校数	23 校 (15 校)	23.9%	6 校 (5 校)	12.5%	22 校 (17 校)	23.2%	12 校 (5 校)	25.0%
適正規模 (小学校:12-24 学級) (中学校:12-18 学級)	60 校	69.8%	16 校	85.4%	50 校	74.7%	20 校	75.0%
適正規模に準じる規模 (小学校:7-11 学級) (中学校:7-11 学級、19-24 学級)	7 校		25 校		21 校		16 校	
大規模校 (25 学級以上)	4 校	4.2%	1 校	2.1%	2 校	2.1%	0 校	-
過大規模校 (31 学級以上)	2 校	2.1%	0 校	-	0 校	-	0 校	-

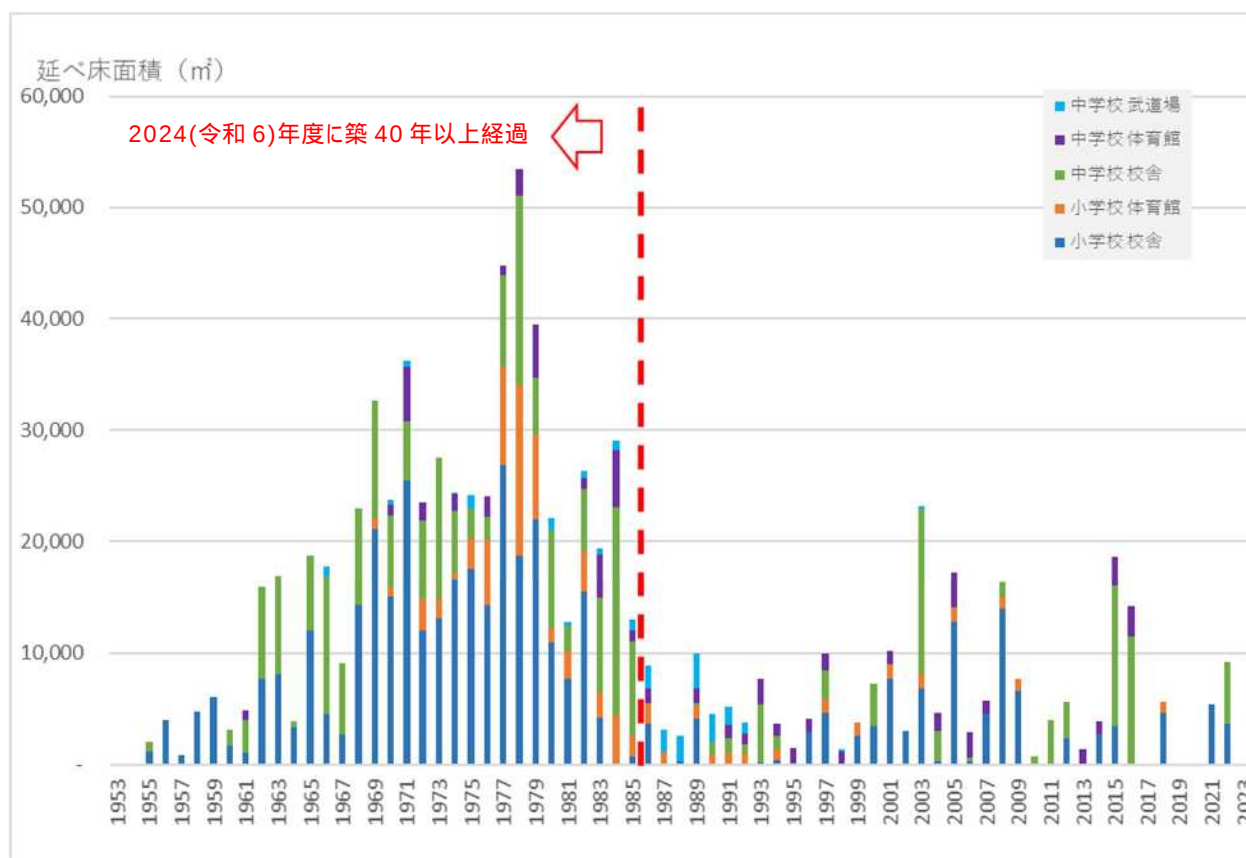
2024(R6)は実学級数、2030(R12)は児童生徒数推計を基に学級編成基準による学級数を算出

3 学校施設の現状

本市の学校施設は、2024(令和6)年度末には約7割の主要施設が築40年以上経過するなど、その多くが老朽化しています。

また、国の学級編成基準の引き下げ(小学校全学年での「35人学級」)に伴う学級数の増加や、特別な支援を必要とする児童生徒のための各種支援教室の増加などにより、少子化による児童生徒数の減少とは逆行して、教室数が不足する学校も出てきています。

市立小中学校 築年別所有状況(延床面積の分布)



第3章 学校規模等に関する考え方

1 学校規模

(1) 望ましい学校規模

学校教育法施行規則では、学級数の標準を小中学校ともに、「12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定しています。

また、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下、「文部科学省手引」という。)では、法令上示されている学級数の標準に加え、1 学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことを求めています。

これらを踏まえ、浜松市では、望ましい学校規模について以下のように捉え、規模適正化に取り組めます。

ア 小学校の望ましい学校規模 12 学級 から 24 学級 (各学年 2 ～ 4 学級)

イ 中学校の望ましい学校規模 12 学級 から 18 学級 (各学年 4 ～ 6 学級)

(2) 小規模校と大規模校

複式学級を解消するためには、少なくとも 1 学年 1 学級以上が必要であることや、大規模化による教育活動・学校運営への課題等を考慮し、以下のとおり定義します。

ア 過小規模校：小学校、中学校ともに、全校で 5 学級以下

イ 小規模校：小学校、中学校ともに、全校で 6 学級

ウ 大規模校：小学校、中学校ともに、全校で 25 学級以上 (31 学級以上：過大規模校)

(3) 望ましい学校規模に準じる規模

上記(1) (2)に該当しない以下の規模については、「望ましい学校規模に準じる規模」として位置付けることとします。

小学校：全校で 7 学級以上 11 学級以下

中学校：全校で 7 学級以上 11 学級以下・19 学級以上 24 学級以下

学校規模の分類（参考：文部科学省手引）

規模	小学校	中学校	特徴等
過小規模	1～5 学級	1～2 学級	・複式学級が存在する規模 ・教育上のメリットの最大化やデメリットの解消・緩和、学校統合などを検討する必要あり
小規模	6 学級	3 学級	・複式学級はないがクラス替えができない規模 ・教育上のメリットの最大化やデメリットの解消・緩和、学校統合などを検討する必要あり
		4～5 学級	・概ね一つまたは二つの学年以外でクラス替えができない規模 ・将来予測を踏まえ、教育上のメリットの最大化やデメリットの解消・緩和、学校統合などを検討する必要あり
		6 学級	・概ね全学年でクラス替えが可能な規模 ・将来予測を踏まえ、今後の教育の在り方を検討する必要あり
適正規模に準じる	7～8 学級		・一つまたは二つの学年以外でクラス替えができない規模(小学校) ・概ね全学年でクラス替えが可能な規模(中学校)
	9～11 学級		・全学年でクラス替えができないものの、半分以上の学年でクラス替えが可能な規模(小学校) ・全学年でクラス替えができ、免許外指導を解消したりすることが可能な規模(中学校)
望ましい学校規模	12～24 学級	12～18 学級	《期待できる効果》 ・進級時に全ての学年でクラス替えができる ・多様な意見に触れたり、切磋琢磨したりできる環境を作ることができる ・児童生徒同士や教員との人間関係に配慮した学級編制ができる ・部活動の選択の幅が広がる ・各教科で複数の教員配置が可能となる
適正規模に準じる		19～24 学級	・各学年の学級数がやや多いが、望ましい学校規模と同様の効果が望める規模
大規模	25 学級以上		・各学年の学級数がやや多く教育活動や学校運営に配慮が必要な規模
過大規模	31 学級以上		・各学年の学級数が多く、教育活動や学校運営に配慮が必要な規模

2 通学距離

通学距離については、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、小学校は概ね 4 km 以内、中学校は概ね 6 km 以内であることが規定されています。

また、文部科学省手引では、「小学校で 4 km 以内、中学校で 6 km 以内」という基準はおおよその目安として引き続き妥当であるとの考え方が示されており、通学所要時間についても、小中学校ともに「概ね 1 時間以内」を一応の目安とした上で、地域の実情に応じて判断することが適当であるとされています。

これらを踏まえ、浜松市では、通学距離等についての考え方を以下のとおりとします。

(1) 通学距離

小学校は概ね 4 km 以内、中学校は概ね 6 km 以内

(2) 通学所要時間

小学校、中学校ともに、通学手段によらず概ね 1 時間以内

第4章 学校規模適正化の進め方

1 学校規模適正化の対象校及び類型

学校規模適正化の対象校を以下の3つに分類し、類型に応じた取組を進めます。

対象校	類型
過小規模校(全校で5学級以下)	A
小規模校(全校で6学級) 人口集中等により児童生徒数の増加傾向が継続すると見込まれる大規模校 及び過大規模校	B
校舎等の改築・大規模改修が予定される学校のうち、近隣学校との統合等 により、以下のいずれかが期待できる学校 ア 将来にわたり望ましい学校規模が維持される イ 教育環境のより一層の向上が見込まれる(統合等の対象となる近隣 学校を含む)	C

2 学校規模適正化の取組

(1) 意見交換会の開催

児童生徒数の将来推計や学校運営・学校施設の状況、地域の実情等をもとに、保護者や地域、教育委員会が「子供たちの教育環境向上」と「地域における学校の在り方」の両視点から意見交換を行う機会を設けます。

(2) 学校の統合

地理的な事情等も考慮した上で通学可能な範囲に学校がある場合は、学校の統合による教育環境の向上についても検討していきます。

保護者や地域の意見を尊重しながら検討を進め、地域の総意として統合が意思決定された場合に、正式な手続きを開始します。

ア 同校種の統合

近隣の小学校同士、中学校同士の統合による教育活動の充実と学校運営体制の維持

イ 義務教育学校・併設型小中一貫校

	義務教育学校	併設型小中一貫校
設置者	国・市町村・私立	同一の設置者
修業年限	9年(前期6年+後期3年)	小学校6年、中学校3年
組織・運営	1人の校長、1つの教員組織	小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えること
免許	原則小・中の両免許状を併有	所属する学校の免許状を有していること
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
教育課程の特例	・独自教科の設定 ・指導内容の入替え・移行	
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
標準規模	18学級以上 27学級以下	小・中各 12学級以上 18学級以下
通学距離	概ね 6 km 以内	小:概ね 4 km 以内・中:概ね 6 km 以内
設置手続き	市町の条例	市町教育委員会の規則等

(3) 統合が難しい学校への支援

地理的要因や地域事情等により統合が難しいと判断される学校においては、遠隔合同授業の実施など、望ましい教育環境を確保するための方策を検討します。

また、校外学習に係る子供たちの移動手段について支援を行い、教育機会の均等に努めます。

《校外学習支援の対象となる学校》

- ・浜松市中山間地域振興計画により指定された地域にある学校
- ・中山間地域に準じる地域(浜名区細江・引佐・三ヶ日地域)の小規模校 等

(4) 通学区域の見直し・弾力的運用

規模適正化の対象となる学校のうち、通学区域と自治会の区域が異なる学校や、卒業生が複数の中学校へ進学する小学校については、通学区域の見直しの必要性についても検討していきます。

なお本市では、平成25年度から一定の条件のもとで入学する小中学校を変更することができ「通学区域制度の弾力的運用」を実施しています。制度導入時と比較して児童生徒数が減少しており、各学校への影響が大きくなっていることから、本制度の利用状況や制度導入による成果と課題を踏まえ、今後の方向性を検討していく必要があります。

(5) 大規模校への対応

人口集中等により児童生徒数の増加傾向が継続すると見込まれる大規模校及び過大規模校については、児童生徒数の将来推計を注視し、関係部局とともに中・長期的な展望に立った対策を検討していきます。

第5章 学校規模適正化にあたっての配慮事項

学校規模適正化にあたっては、本市の多様な地域事情等を踏まえ、保護者や地域の理解と協力を得ながら、以下の事項に配慮して取り組みます。

1 地域とともにある学校づくり

学校は、子供たちの教育のための施設というだけでなく、保護者や地域住民にとって地域コミュニティの核となる施設であり、地域行事やスポーツだけでなく災害時の避難所など多様な場面で活用され、地域のまちづくりが小学校区を単位として取り組まれています。

学校規模適正化は、望ましい教育環境の実現が最も重要ですが、地域を活性化するという学校の役割にも着目し、地域の文化や芸能等が後世に引き継がれるよう配慮するとともに、「地域とともにある学校」の視点に立った規模適正化の在り方や取組等について検討していきます。

2 統合後の支援

(1) 通学支援

毎日の通学が児童生徒の心身に与える影響を考慮し、統合によって遠距離通学となる場合、児童生徒の心身への負担及び保護者の負担の軽減を図るため、通学支援を行います。

ア 公共交通機関による通学が可能な場合は、定期券を支給します。

イ 公共交通機関の利用が難しい場合は、通学バス等の運行による支援を行います。

その際、通学バス等への乗車に係る保護者負担はなしとします。

ウ 公共交通機関の利用や通学バス等の運行が難しい場合は、通学距離に応じた支援を行います。

(2) 校外学習支援

学校の統合により学区が広がるため、地域との関わりや統合により廃止となった学校の取組を継承する活動等について、移動手段の支援を行います。

(3) 状況把握

統合間もない学校や統合後も引き続き小規模校となる学校については、統合後の子供たちの学校生活等を見守り、教育環境の安定を図るため、児童生徒や保護者を対象としたアンケート調査を実施するなど、状況把握に努めます。

3 子供・保護者の心的負担の軽減

子供たちがスムーズに新しい学校生活へ馴染むことができるよう、統合前には、統合する両校の交流活動や合同授業を計画的に実施します。

また、交流活動や合同授業を行う際は学校公開日とするなど、保護者も統合後の子供たちの学校生活に不安を感じることはないよう配慮します。

4 教職員の配置

統合の円滑な実施や子供たちの心的負担軽減を図るため、統合前及び統合後における教職員の配置について、加配措置などの配慮を行います。

大規模校においては、学級編制基準に基づいた配置上の配慮に加え、対象校の実情に応じたより効果的な支援について検討していきます。

5 統合に伴う施設整備

統合先となる学校施設の老朽化の状況、児童生徒数の状況、学校運営等の観点から整備の必要性や手法等を検討し、必要に応じて対応していきます。

6 学校の跡地活用

統合により廃校となる学校の跡地については、本市の資産経営に関する方針や地域の要望等を踏まえ、全市的な視点で関係部局と連携・調整を図るなかで、利活用等を検討していきます。

7 情報提供と共有

学校運営協議会などの機会を通じて、保護者や地域住民に対して定期的に児童生徒数の推移や将来推計、学校施設の状況などを情報提供するとともに、学校規模の課題等を共有しながら、子供たちにとって望ましい教育環境の実現に向けて連携しながら取り組んでいきます。

持続可能な新しい教育環境づくりに向けて

～ 浜松市学校規模適正化基本方針《改訂版》～

令和 7 年(2025 年)3 月

《発行者》浜松市教育委員会 教育総務課
浜松市中央区中央一丁目 2 番 1 号
イーステージ浜松オフィス棟 6 階
TEL 053 - 457 - 2401
E-mail k-kikaku@city.hamamatsu-szo.ed.jp